

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 本会社は、日本工営株式会社と称する。英文では
Nippon Koei Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木・建築等に関する調査、計画、設計、監理および維持管理
その他のコンサルティング業
2. 環境に関する調査、観測、分析、評価および計画その他のコ
ンサルティング業
3. 地質調査業
4. 測量業
5. 土木・建築等に関する施工業
6. 電気等エネルギーの生産および販売ならびに監理および企
画その他のコンサルティング業
7. 発電等の設備機器に関する設計、施工、製造、調達、監理、
賃貸および販売業
8. 空調等の設備機器に関する設計、施工、製造、調達、監理、
賃貸および販売業
9. 電気・電子・通信の機器、装置および計量器の製作、修理、
賃貸および販売業
10. 廃棄物、排水および排気ガス処理設備等の製作、修理、賃貸
および販売業
11. 建設工事に関する機械の製作、修理および販売業
12. コンピュータのハードウェアおよびソフトウェアの作成、賃
貸および販売業

13. 不動産の売買、賃貸借、仲介、監理および鑑定業
14. 保険代理業
15. 人材育成事業
16. 労働者派遣事業
17. 職業紹介事業
18. 前各号に附帯関連する事業への投資および融資
19. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、38,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行

使の手續については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。

(基準日)

第 11 条 本会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 9 月に、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(招集者および議長)

第 13 条 株主総会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定める。

2. 招集者および議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容であ

る情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

- 第 15 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、その代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

- 第 17 条 本会社に、取締役 15 名以内を置く。

（取締役の選任）

- 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

- 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第 20 条 本会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、取締役副会長 2 名以内、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の設置)

第 22 条 本会社は、取締役会を置く。

2. 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務執行を決定する。
3. 取締役会に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 4 日前に発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 本会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(相談役)

第 26 条 取締役会の決議により、本会社に相談役を置くことができる。

(社外取締役との責任免除契約)

第 27 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 28 条 本会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 29 条 本会社に、監査役 4 名以内を置く。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 33 条 監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げぬ範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

2. 監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の 4 日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(社外監査役との責任免除契約)

第 36 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 本会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 本会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金配当の基準日)

第 42 条 本会社は、毎事業年度の剰余金の配当（以下、配当金）を、6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当金は、支払開始の日から満 5 年を経過したときは、本会社はその支払の義務を免れる。未払の配当金には利息をつけない。

(附 則)

1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改正	1946. 8. 5	1946. 11. 22	1947. 2. 1	1947. 4. 28	1947. 10. 28
	1949. 7. 16	1951. 12. 18	1952. 5. 30	1954. 5. 29	1956. 5. 30
	1957. 5. 30	1960. 5. 28	1962. 5. 28	1962. 12. 12	1963. 5. 29
	1965. 5. 31	1967. 5. 29	1970. 5. 29	1975. 5. 30	1977. 6. 29
	1981. 6. 27	1982. 6. 29	1984. 6. 29	1987. 6. 26	1991. 6. 27
	1994. 6. 29	1998. 6. 26	1999. 6. 29	2000. 6. 29	2001. 6. 28
	2002. 6. 27	2003. 6. 27	2004. 6. 29	2006. 6. 29	2007. 6. 28
	2008. 6. 27	2009. 6. 26	2013. 6. 27	2017. 1. 1	2021. 9. 29
	2022. 9. 29				